

SIDfm XML 2次利用オプション条件

SIDfm XML 2次利用オプション条件（以下、「本条件」といいます）は、契約者による SIDfm XML における 2次利用オプションに適用される条件を規定するものです。本条件にて別途定義が示されていない用語に関しては、セキュリティ・インフォメーション・ディレクトリ契約約款（以下「SIDfm 約款」という）および SIDfm XML 契約約款における定義を適用します。

<用語の定義>

【 SIDfm XML サービス 】

SIDfm 約款および SIDfm XML 契約約款に定義されたサービス。

【 2次利用オプション 】

SIDfm XML サービスの内容を変更するための（情報の拡張利用）に定義されたサービス内容。

【 特定顧客 】

契約者と何らかの契約関係にある特定の法人。

<条件>

（XML データの取得）

契約者は、当社が用意する XML データを配信するユーティリティに対して、プログラムによって定期的に XML データを取得し、当該 XML データを契約者のシステムに取り込んで使用できるものとし、当該取得は SIDfm 約款第 24 条（情報の利用）の(4)および(6)には該当しないものとし、

（情報の拡張利用）

当社は、2次利用オプションにより、SIDfm 約款第 24 条（情報の利用）、SIDfm XML 契約約款第 4 条（情報の限定的利用）および SIDfm XML 契約約款第 5 条（禁止事項）の一部を以下の通り変更し、契約者は、以下の条件の下で情報を利用できます。ただし、本条項の内容と SIDfm 約款第 24 条（情報の利用）、SIDfm XML 契約約款第 4 条（情報の限定的利用）または SIDfm XML 契約約款第 5 条（禁止事項）の内容とが異なる場合は、本条項が優先されるものとし、本条項に記載の無い内容は、SIDfm 約款第 24 条（情報の利用）、SIDfm XML 契約約款第 4 条（情報の限定的利用）または SIDfm XML 契約約款第 5 条（禁止事項）の内容が引き続き有効に適用されるものとし、

- (1) 契約者は、コンテンツを複製・改変・翻案することができます。
- (2) 契約者および特定顧客は、特定顧客が所有する機器等に対して情報を適用することができます。
- (3) 契約者は、XML データから抽出したコンテンツを保存・保持した契約者のデータベースを契約者の内部で複製することができます。ただし、元となる XML データはデータベースへ保存・保持した時点をもって消去するものとします。
- (4) 契約者は、XML データから得られるコンテンツの一部または全部を契約者のシステムの機能により再利用できる形式で出力することができます。
- (5) 契約者は、XML データから得られるコンテンツを利用する場合には、必ず当社の指定する著作権表示を添えて利用しなければなりません。また、契約者は、プログラム等によりコンテンツを一斉または自動送信することはできません。
- (6) 契約者は、特定顧客に対して当社の権利を侵害しないよう注意喚起を行う義務があります。
- (7) 特定顧客は、SIDfm 約款第 24 条（情報の利用）の各号に定める義務を遵守するものとします。